

事業主
安全運転管理者様
副安全運転管理者

一般社団法人 滋賀県安全運転管理者協会
会長 大塚 勝<公印省略>

安全運転管理者・副安全運転管理者講習会の開催について(ご案内)

安全運転管理者・副安全運転管理者の講習会が、下記のとおり、開催されます。

この講習につきましては、道路交通法により、「事業者の使用者(事業主)は、安全運転管理者等に安全運転管理者講習を受けさせなければならない。」旨、規定されております。

事業主様におかれましては、安全運転管理者・副安全運転管理者の方にこの講習を受講していただきますようご指導いただき、安全運転管理者・副安全運転管理者の方は、必ず受講していただきますようご案内申し上げます。

記

1 令和5年度からの変更点

- 副安全運転管理者の方も、従来の4時間講習(半日講習)から6時間講習(1日講習)に変更されましたので、安全運転管理者の方との合同講習になりました。
- 副安全運転管理者の方の講習手数料が、従来の3,000円から4,500円に変更されました。

2 講習開催日時、会場

「安全運転管理者・副安全運転管理者講習通知書」に記載の日時、会場で受講して下さい。

都合により通知で指定された日時の受講ができない場合には、可能な限り調整させていただきますので必ず事前に、裏面の「講習日程等の変更連絡届出票」で滋賀県安全運転管理者協会宛にFAX(077-526-2110)してください。

万一、当協会に変更の連絡がなく指定された会場以外の講習会場にお越しになった場合、会場の収容能力により受講していただけない場合もありますので、ご了承願います。

3 ご持参していただく物

(1) 安全運転管理者・副安全運転管理者講習受講申出書

上記2の講習通知書に添付してあります講習受講申出書に所要事項を記載(記名)してください。

(2) 講習手数料

4,500円(滋賀県警察関係事務手数料収入証紙を購入して納入していただきますが、警察収入証紙については、受講当日の会場でも購入可能です。) ※ 滋賀県証紙では受付できません。

(3) 身分証明証

安全運転管理者証・副安全運転管理者証・運転免許証・個人番号カード・健康保険の被保険者証・在留カード・特別永住者証明書の何れか一つを当日、ご持参してください。

4 受講の手続き

当日、上記(1)~(3)をご持参し、会場受付で受講手続きを行ってください。(受付開始は午前9時15分)

5 注意事項

- (1) 事業主の方が安全運転管理者・副安全運転管理者に受講させることは法令上の義務となっておりますので、必ず受講するようにご指導をお願いします。この講習は、安全運転管理者・副安全運転管理者本人が受講となり、代理の方による受講は出来ません。受講者の方は講習開始時刻に遅れないでください。
- (2) 会場は、駐車台数に制限がありますので、ご来場は可能な限り公共交通機関をご利用ください。
- (3) 大津会場(滋賀県立県民交流センター)、草津・栗東会場(栗東芸術文化会館さくら)、甲賀・湖南会場(あいこうか市民ホール・碧水ホール)の駐車場は、有料となりますので、ご注意ください。

6 お問合せ先、その他

講習のお問合せは、管轄する警察署交通(第一)課又は、滋賀県安全運転管理者協会(電話 077-526-4585)まで。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが「5類」に移行しましたので、マスク着用等の感染対策に関しましては、各受講者の方ご自身の判断でお願いします。